

## 令和 7 年度 茨城町水道事業水質検査計画

### 1. 基本方針

茨城町では、水質基準に適合した安全な水を安定供給するために、水源の状況や浄水の処理方法、過去の水質検査結果等を総合的に検討して、必要な検査項目をまとめた水質検査計画を策定しています。

- (1) 検査地点は、3 箇所の浄・配水施設（北部浄水場、南部浄水場、大戸配水場）の末端給水栓及び水源となる 14 箇所の井戸（北部 4 箇所、南部 10 箇所）とします。
- (2) 検査項目は、水道法施行規則第 15 条第 1 項に定められた水質基準 51 項目をはじめ、水質管理に必要な項目について実施します。
- (3) 検査頻度は、水道法施行規則で定められた回数に準じ、水源の種類や、これまでの水質検査の結果を考慮して定めます。
- (4) 臨時の水質検査（水道法施行規則第 15 条第 2 項に規定する水質検査を含む。）についても、必要に応じて実施します。

### 2. 水道事業の概要

- 給水人口                    26,982 人（令和 5 年度実績）
- 一日最大給水量        9,931 m<sup>3</sup>（t）（令和 5 年度実績）
- 水源種別                地下水・県水（浄水）
- 主な施設                北部浄水場（北部水系）、南部浄水場（南部水系）、大戸配水場（大戸水系）における末端給水栓及び取水用井戸
- 水処理方法            北部浄水場        急速ろ過及び次亜塩素酸による消毒  
                                南部浄水場        次亜塩素酸による消毒
- 町内の水道施設        浄水場 2 箇所        配水場 1 箇所        取水井（水源）14 箇所

### 3. 原水及び浄水の水質状況

茨城町の上水道は、町内 14 箇所の深井戸を主な水源としています。涸沼川を挟んで、北側では北部浄水場及び大戸配水場を経由して、また、南側では南部浄水場を経由して浄水され、それぞれの地域に配水されています。各水源における現在までの水質は、良好な状態に保たれており、浄水についても水質基準値を下回っているため、安全で良質な水であるといえます。

水源周辺には汚染源もなく、深井戸を水源としていることから、地表における汚染物質等からの影響は少ないと思われますが、水脈や地質成分に由来する水質等の変化を見逃さない

ためにも継続して監視を続けます。

また、平成 8 年より那珂川を水源とする茨城県央広域水道から浄水の一部について供給を受けているため、水質基準値を超えることのないよう、茨城県企業局との連絡を密にするとともに、水質の監視をより強化して、安全な水の品質確保に努めます。

#### 4. 採水場所（検査地点）

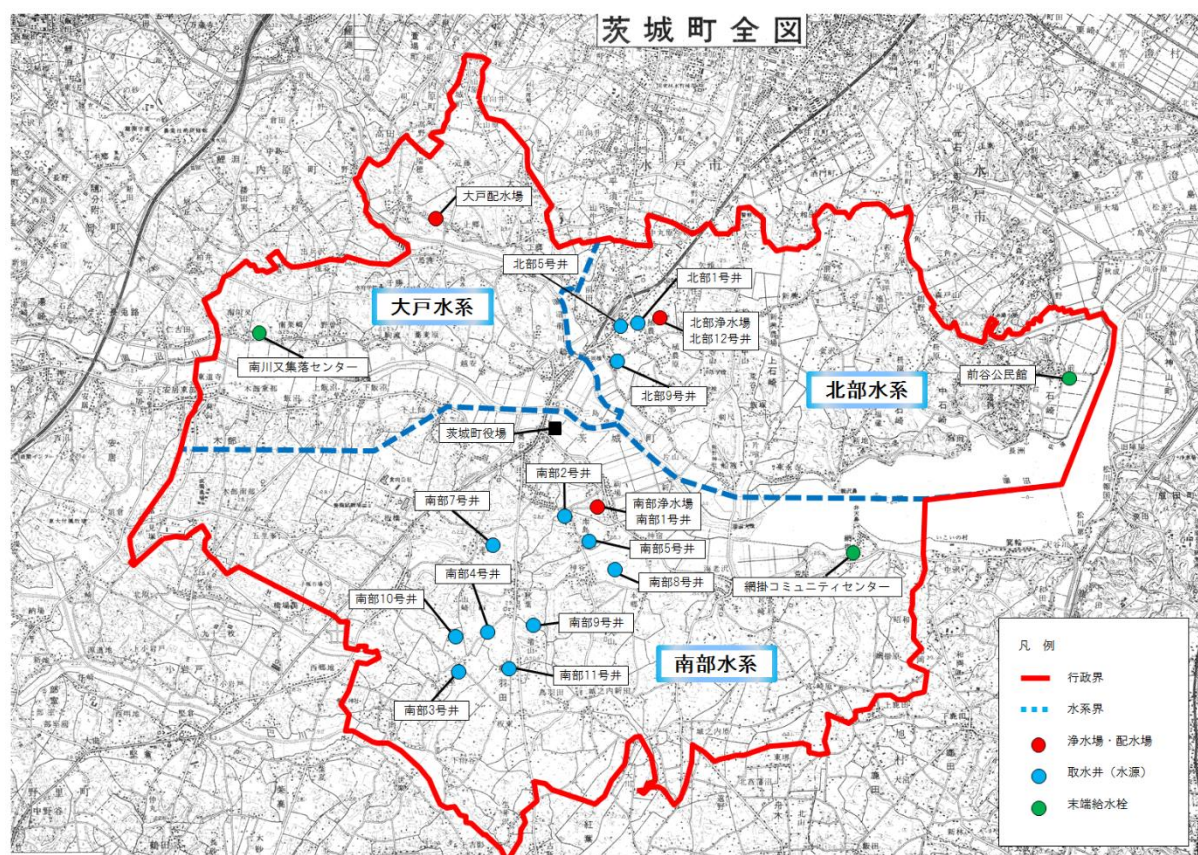
採水場所は、各水系（北部水系、南部水系、大戸水系）における末端給水栓 3 箇所と、原水を取水する各井戸とします。

##### 【給水栓】

- 北部水系（北部浄水場末端） 前谷公民館（茨城町大字下石崎）
- 南部水系（南部浄水場末端） 網掛コミュニティセンター（茨城町大字網掛）
- 大戸水系（大戸配水場末端） 南川又農村集落センター（茨城町大字南川又）

##### 【原水】

- 各取水井
  - 北部水系 4 箇所
  - 南部水系 10 箇所



## 5. 検査項目及び検査頻度

### 【定期の水質検査】（検査項目及び頻度は別表 1 及び別表 2）

#### ○ 配水（給水栓水）

各水系の末端給水栓において、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」に基づいた水質基準項目 51 項目について検査を行います。

#### ○ 原水

水源である各井戸において、配水（給水栓水）と同様の水質基準項目（消毒副生成物を除く）について検査を行います。

### 【その他の水質検査（水質管理において留意すべき事項）】（検査項目及び頻度は別表 3）

#### ○ 水質管理目標設定項目

浄水方法や水源付近の環境から、監視が必要と思われる水質基準項目について、配水（給水栓水）については 18 項目、原水については 9 項目（農薬類を含む。）を水質管理目標として設定し検査を行います。

#### ○ 個別管理項目

水脈や地質成分由来による水質基準項目について設定し検査を行います。

#### ○ クリプトスポリジウム対策

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、配水（給水栓水）及び原水の必要な水質基準項目について検査を行います。

#### ○ 放射性物質

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所において放射能漏れの事故が発生しました。水道水中の放射性物質については、厚生労働省から示されている「水道水等の放射能測定マニュアル」に基づき、必要な項目について検査を行います。

#### ○ 毎日検査

色、濁り及び遊離残留塩素濃度については、毎日検査を行います。

### 【随時の水質検査】

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ 水道法第 18 条に基づく検査の請求があったとき。
- ⑦ その他特に必要があると認められるとき。

## 6. 水質検査方法

水質検査は、それぞれ次の方法により行います。

- 水質基準項目・・・「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）
- 残留塩素・・・「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号）
- 水温・・・・・・・・「上水試験方法」

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、ホームページ上で公表します。

## 8. 水質検査の精度と信頼性の保証

定期の水質検査は、水道法第 20 条第 3 項に基づき、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関に委託して行います。また、委託先の水質検査機関に対して、立入検査等を通じて、品質管理の徹底と内部精度管理や外部精度管理により検査精度を向上させ、検査結果の信頼性を確保できるよう努めます。

## 9. 関係機関等との連携

水道水における水質事故が発生した場合には、国、県、検査機関等の関係各機関と連携し、情報交換を図りながら、早急に原因の究明と水道水の安全性を確保できるよう必要な対策を講じます。

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 問い合わせ | 茨城町都市建設部水道課<br>施設整備グループ |
| 〒     | 311-3116                |
|       | 茨城町長岡 3924-2            |
|       | TEL 029-292-0235        |
|       | FAX 029-292-9235        |